

まんのう町外三ヶ市町山林組合議会及び 組合情報セキュリティポリシー「基本方針」

令和8年3月策定

第1 はじめに

本ポリシーは、本組合議会及び本組合内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を定めることを目的とする。

本組合議会及び本組合は、構成団体であるまんのう町庁舎内に執務室があり、まんのう町より情報システムを借用し使用していることから、まんのう町情報セキュリティポリシーに基づいた対策に取り組む。また、借用している機器に応じて、まんのう町に協力を求めて対応する。

第2 情報セキュリティ基本方針

まんのう町情報セキュリティポリシー中「情報セキュリティ基本方針」に基づいた対策を講じる。

適用範囲は、まんのう町外三ヶ市町山林組規約第5条に規定する議会、第8条に規定する執行機関、及び第11条に規定する監査委員とする。